介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約書

《参考例》

○○○○（指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者）（以下「甲」という。）と○○○○（指定居宅介護支援事業者）（以下「乙」という。）は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５８条第１項に規定する指定介護予防支援及び法第１１５条の４５第１項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業において行う支援（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）に係る業務の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託内容）

第１条　甲は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき指定介護予防支援業務の一部を、法第１１５条の４７第５項の規定により介護予防ケアマネジメントの業務の一部を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

２　乙が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）業務の範囲は以下に定めるところによる。

　⑴　介護予防サービス・支援計画作成のための生活機能低下の背景・原因及び課題等の分析（以下「アセスメント」という。）及びアセスメントのため必要な認定調査結果等の情報の収集

　⑵　介護予防サービス・支援計画原案の作成

　⑶　介護予防サービス・支援計画原案に係るサービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取

　⑷　介護予防サービス・支援計画原案の同意取得

　⑸　介護予防サービス・支援計画の交付

　⑹　指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）との連絡調整

　⑺　介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握

　⑻　介護予防サービス・支援計画の達成状況に関する評価

　⑼　介護予防サービス・支援計画の変更に係る上記(１)から(５)に関する業務

　⑽　要支援認定の申請に係る援助

　⑾　地域包括支援センターその他関係機関と連絡調整

　⑿　介護予防サービス・支援計画に定めた介護予防サービス等に係る給付管理

　⒀　介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合の利用者の情報の提供や介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等の協力

　⒁　その他指定介護予防支援等に係る必要な便宜の供与

３　乙は、指定介護予防支援等に係る業務を行うにあたっては、広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱及び介護予防ケアマネジメント従事者研修に基づきその業務を適切に行うものとする。

（契約期間）

第２条　この契約の有効期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○月○日までとする。

　　但し、契約期間の満了の３０日前までに、甲乙双方から契約終了の申出がない場合には、この契約は有効期間の満了日の翌日から１年間自動更新することとし、以後毎年同様とする。

（委託料）

第３条　第１条の業務に係る１件当たりの委託料の月額は以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 委託料（税抜） | 取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 委託料（税込） |
| イ | 3,783　円 | 378　円 | 4,161　円 |
| イ＋ロ | 6,351　円 | 635　円 | 6,986　円 |
| イ＋ハ | 6,351　円 | 635　円 | 6,986　円 |
| イ＋ニ | 3,749　円 | 375　円 | 4,124　円 |
| イ＋ホ | 3,749　円 | 375　円 | 4,124　円 |
| イ＋ロ＋ハ | 8,919　円 | 892　円 | 9,811　円 |
| イ＋ロ＋ニ | 6,317　円 | 632　円 | 6,949　円 |
| イ＋ロ＋ホ | 6,317　円 | 632　円 | 6,949　円 |
| イ＋ハ＋ニ | 6,317　円 | 632　円 | 6,949　円 |
| イ＋ハ＋ホ | 6,317　円 | 632　円 | 6,949　円 |
| イ＋ニ＋ホ | 3,715　円 | 371　円 | 4,086　円 |
| イ＋ロ＋ハ＋ニ | 8,885　円 | 888　円 | 9,773　円 |
| イ＋ロ＋ハ＋ホ | 8,885　円 | 888　円 | 9,773　円 |
| イ＋ロ＋ニ＋ホ | 6,283　円 | 628　円 | 6,911　円 |
| イ＋ハ＋ニ＋ホ | 6,283　円 | 628　円 | 6,911　円 |
| イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ | 8,851　円 | 885　円 | 9,736　円 |
| ヘ | 6,701　円 | 670　円 | 7,371　円 |
| へ＋ニ | 6,641　円 | 664　円 | 7,305　円 |
| へ＋ホ | 6,641　円 | 664　円 | 7,305　円 |
| へ＋ニ＋ホ | 6,582　円 | 658　円 | 7,240　円 |

イは介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費、ロは初回加算、ハは委託連携加算、二は高齢者虐待防止措置未実施減算、ホは業務継続計画未策定減算、へは卒業に関するケアマネジメント費を示す。なお、ホは令和７年４月１日から適用する。

（※ロ）指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２９号。以下「算定基準」という。）別表のロに掲げる算定の基準を満たすとき

（※ハ） 算定基準別表のハに掲げる算定の基準を満たすとき

（※ニ） 算定基準別表のイの注２に掲げる算定の基準を満たすとき

（※ホ） 算定基準別表のイの注３に掲げる算定の基準を満たすとき

（※ヘ） 広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第６条(4)に掲げる算定の基準を満たすとき

（委託業務の実施者）

第４条　乙は、乙が運営する指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であって、指定介護予防支援等業務に関する知識及び能力を有する者に受託業務を行わせるものとする。

２　この場合、乙が運営する指定居宅介護支援事業所は、平成１８年度以降に介護支援専門員実務研修を修了した介護支援専門員又は都道府県若しくは政令指定都市が実施する介護予防ケアマネジメント従事者研修を修了した介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業所でなければならない。

（法令の遵守）

第５条　乙は、指定介護予防支援等業務を実施する介護支援専門員に、受託業務の範囲において、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成１８年厚生労働省令第３７号)第１章、第３章及び第４章の規定並びに広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱を遵守させなければならない。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務譲渡等の制限）

第７条　乙は、本契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第８条　乙は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

（報告の徴収）

第９条　甲は、必要があるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

（秘密の保持）

第１０条　乙（介護予防サービス・支援計画の策定に従事する者を含む。）は、この契約による業務上知り得た個人情報その他の事項を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務上知り得た個人情報を第三者に漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

（報告書の提出及び審査）

第１１条　乙は、毎月の受託業務の実施状況を甲の定める期日までに文書により甲に報告しなければならない。

２　甲は、報告書を受理したときは、その内容を審査するものとする。

３　甲は、審査の結果、必要があると認めたときは、期日を定めて乙に介護予防サービス・支援計画の再策定をさせることができるものとする。この場合の再策定に要する費用は乙の負担とする。

（委託料の支払）

第１２条　乙は、毎月の業務終了後、甲の定める期日までに第３条により算定した委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙からの適正な請求書の受理後９０日以内に、甲の定める指定金融機関において、乙に対し委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第１３条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

　⑴　乙がこの契約の条項に違反したとき

　⑵　乙が契約の履行に関し、不正な行為があったとき

　⑶　乙が正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲に対して異議の申立及び損害賠償請求をすることができない。

３　第１項の規定により、契約が解除されたときは、乙は契約が解除された日までに行った介護予防サービス・支援計画作成対象者に係る一切の書類を甲に提出しなければならない。

４　乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により受託業務を実施することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。

（協議）

第１４条　この契約に定める事項その他委託業務の実施に必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

　この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その１通を保有するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲（指定介護予防支援事業者・　　所在地

　　　　地域包括支援センター設置者）　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名　　　広島市○○地域包括支援センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者氏名　　　　　　　　　　　　印

乙（指定居宅介護支援事業者）　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者氏名　　　　　　　　　　　　印